

令和4年8月26日

自由民主党看護問題小委員会
委員長 田村憲久 様

公益社団法人
日本産業衛生学会産業看護部会
部会長 五十嵐 千代



産業保健看護職に関する要望書

公益社団法人日本産業衛生学会は、産業医、産業保健師、衛生技術者、研究者などで構成される日本医学会分科会に属する産業保健分野の専門学術団体（現会員数 8,520 名）であり、多職種にわたる人材の育成とあらたな学術的知見の社会への発信を担っています。学会員の中で 2,871 人が保健師等の看護職で、産業看護部会は学会内の職能団体として活動しています。

国民の約半数を占める働く人々への健康支援は、近年の著しい技術革新と複雑化する社会動向により、これまで以上に重要な社会課題と位置づけられています。また、人生 100 年時代の青年・壮年期の健康支援を担う職種として保健師等の産業保健看護職がいます。本学会においても、科学的知見と実践力をもった人材の育成を最も重要な活動課題と位置づけ、産業保健看護専門家制度を有し育成しています。

さて、2020 年からのコロナ禍において働き方は大きく変わり、テレワークなどの多様な働き方や定年延長に伴う高齢労働者への対応など、時代に応じた柔軟な産業保健看護活動が求められています。コロナ禍では、産業保健看護職は事業場内の感染予防対策、BCP（事業継続計画）への関与や速やかな職域接種実施なども含め、働く人への健康支援に大きく貢献してきました。一方、この度の労働安全衛生法改正により、化学物質の自律管理に伴い、化学物質管理者が法制定されます。チームを進める産業保健の実現のためには、保健師等の産業保健看護職の法的位置づけが急務であり、それを検討する委員会の立ち上げが必要と考えます。

ILO では 2022 年 6 月の総会で「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」に労働安全衛生 (safe and healthy working environment) が 5 番目の原則に加えることが採択されました。全ての労働者に等しく産業保健サービスを提供するためにも、産業保健看護職の法制化の議論を進めていただきたくお願いします。

また、2009 年の保健師助産師看護師法改正では、新任研修が努力義務になりましたが、産業保健分野の保健師等の看護職の新任研修は企業等に任されており、体系的になされていません。

以上の理由により、下記の事項につきまして、実現賜りますよう要望いたします。

要望事項

1. 産業保健分野における保健師等の産業保健看護職の法的位置づけの検討会開催
2. 産業保健分野における保健師等の看護職の新任教育の予算化